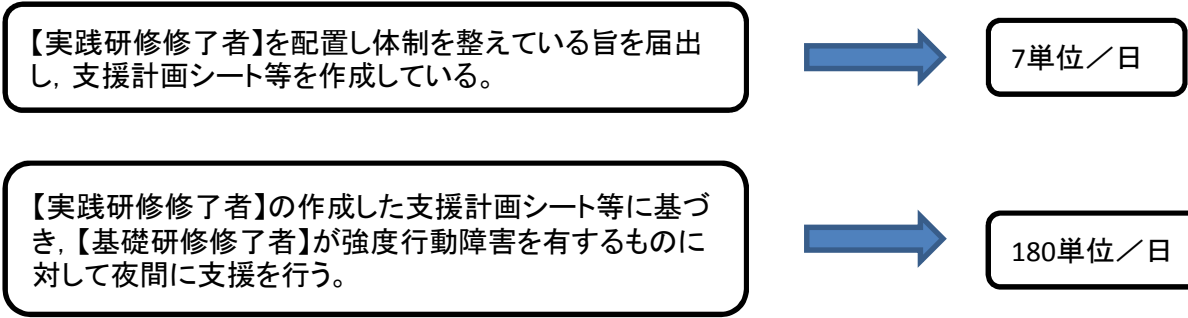


【参考】強度行動障害支援者養成研修に関する加算

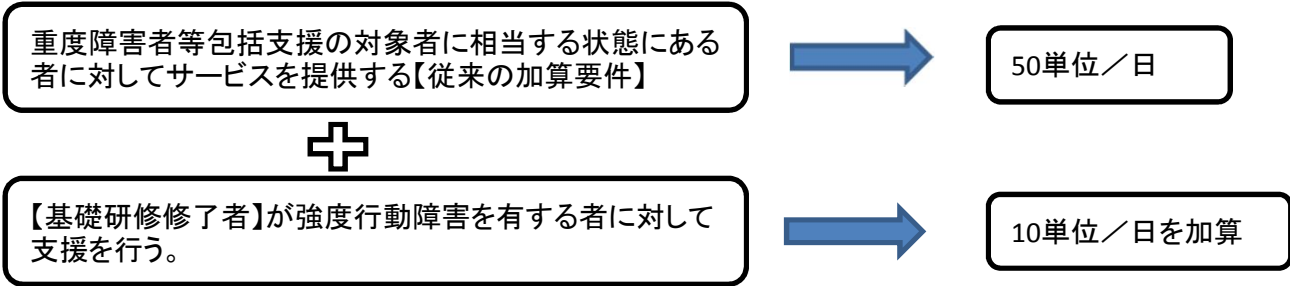
強度行動障害支援者養成研修修了を要件の一つとする加算とその算定要件の概要は以下のとおり。

1. 施設入所支援[重度障害者支援加算(Ⅱ)]

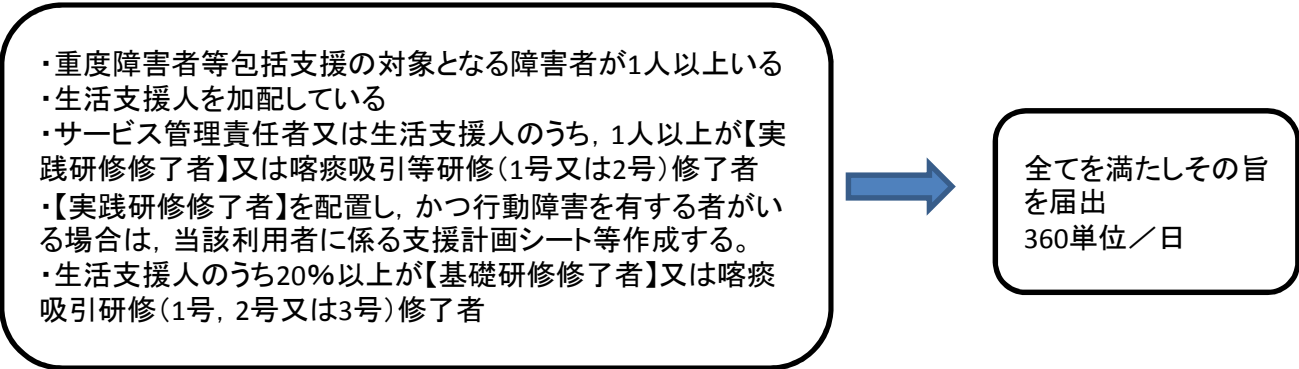


※指定障害者支援施設基準に規定する人員と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置する必要がある。また、当該基礎研修修了者1人につき利用者5名まで算定が可能。

2. 短期入所[重度障害者支援加算]



3. 共同生活援助[重度障害者支援加算]



4. 福祉型障害児入所施設, 医療型障害児入所施設

重度障害児支援加算において, 強度行動障害支援者養成研修修了者を配置することによる加算

重度障害児支援加算を算定している施設であって, 【実践研修修了者】を配置している旨を届出しており, 【実践研修修了者】が作成した支援計画シートに基づき【基礎研修修了者】が行動障害を有する障害児に対して支援を行った場合, 11単位/日を所定単位数に加算する。

5. 福祉型障害児入所施設[強度行動障害児特別支援加算]

別に厚生労働大臣が定める施設基準(平成24年厚労告台269号第14号)に適合するものとして届け出た施設において, 強度の行動障害を有する児童に【実践研修修了者】が作成した支援計画シートに基づき, 【基礎研修修了者】が支援を行った場合, 781単位/日を所定単位数に加算する。

6. 児童発達支援, 放課後等デイサービス

①児童指導員等配置加算

障害児通所支援給付費の算定に必要なとなる従業者のうち, 1以上が児童指導員, 保育士又は【基礎研修修了者】

その旨届け出ること
で利用定員に応じ
た単位数を加算

②児童指導員加配加算

- ・児童指導員等配置加算を算定している
- ・人員配置基準上必要となる員数に加え, 児童指導員, 保育士又は指導員が常勤換算による算定で1人以上配置されている。
- ・児童指導員, 保育士または【基礎研修修了者】が児童指導員等配置加算の算定に必要なとなる職員を含め, 常勤換算による算定で2人以上となっている。

その旨届け出ること
で利用定員に応じ
た単位数を加算